

暴力的な指導(体罰)の根絶及び児童・生徒理解に基づく指導の徹底について

1 生活指導の方針について

全教員による関わりを目指し、生徒一人一人に対して丁寧に深く関わる関係を築きながら、適切な生徒理解及び指導を目指す。

(1) 複数での対応と情報の共有化

事故や問題行動が発生した場合は単独で対応しない。複数の教員で組織的に対応する。発生の第一報を管理職、学年主任、生活指導主任に報告する。(他学年へは校務支援システム等で情報提供する。)関係した当事者全てに聞き取りを行い正確な事実関係の解明を図る。事実確認がある程度把握できたとところで管理職への報告を行う(途中経過)。原則的には翌日の職員朝礼で全職員に校務支援システムで情報を共有する。その際、指導経過、指導結果、今後の方針などについて共通理解を図る。運営企画委員会などを活用し、詳しい生徒情報について共有する。緊急の場合は直ちに全職員を招集し情報を共有する。

生活指導報告書(データベース)や校務支援システムの校内掲示板を活用し、問題行動の十分な掌握と共有に努めるとともに、教員相互の指導方針等の共通理解の資料とする。

家庭への連絡においては、保護者が正しく理解するよう、保護者に問題行動の事実と、学校の指導方針を伝える。

(2) 統一した指導と的確な対応

生活指導に関する基本的な姿勢や「決まり」についての共通理解を徹底し、統一した指導を行い、教員間や学年間で指導にズレが生じないように心がける。小さなことでも、初期対応と迅速さを大切に、丁寧に生徒指導に当たる。連絡・指導の経過として、担任→保護者、学年→保護者、管理職→保護者といった段階的手立ても考えていく。

「決まり」をしっかりと守らせる方向性を基本とし、問題を起こしてしまった生徒、失敗してしまった生徒の内面や背景に立ち返り、温かみのある指導を心がける。生徒一人一人の発達の状況や家庭背景等を踏まえた適切な対応を心がける。

(3) 模範の姿勢と時間の厳守

指導の意図を十分に浸透させるためにも教員と生徒との信頼関係は不可欠である。そのためにも、教職員は日頃から生徒の模範となるような言動を心がける。特に、朝の学活、朝礼、授業など、教員自らが時間を守り生徒の見本となるよう行動する。また、正しい言語環境になるよう努める。

2 体罰防止に向けた取り組みについて

- (1) 体罰根絶を目指した教職員研修や校長による教職員への面談を実施する。
- (2) 生徒とのより良い関係を構築するために三者面談(年2回)実施する。
- (3) 管理職及び生活指導部から体罰根絶を目指した呼びかけ(アピール)を日常的に発信する。
- (4) 教員自らが、毎月のチェックリストで日常の生徒指導を振り返り自己点検を行う。
- (5) 職員室を風通しが良い空間にし、教員同士の声かけが日常的に行われるようにする。